

財形年金預金

平成24年8月13日現在

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金〔複利型〕
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金取り扱い契約企業に勤務されている方でご契約時満55歳未満の勤労者の方（預入は55歳以降も可）。 ・代表権、業務執行権を持たず、部長、工場長など兼務し、給与をお受け取りの役員。 ・おひとり一契約で、一金融機関に限ります。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者が退職後の老後のゆとりある生活を実現するためのプラン
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間5年以上（年1回以上のお預け入れが必要です。） ・年金受取開始日までに、最終お預け入れ日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・給与または賞与からの天引、代行預入 ・1,000円以上 ただし、給与または賞与金額の範囲内 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満60歳に達した日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3か月毎にご指定の口座に振り込みます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の期日指定定期預金利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続以後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・個別の定期預金毎に、満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年毎の複利計算（ただし、年単位としないお預け入れ日数については、1年を365日とする日割計算による複利計算）
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・財形住宅預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、その後生ずるお利息について20%※（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 <p>※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・全額解約のみ可能で一部解約はできません。 ・年金以外で払い出される時は、過去5年間にわたるお利息および解約利息について分離課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には、解約利息のみに分離課税されます。 ・個別の定期預金毎の解約が満期日前になる場合は、別表（裏面）の預入期間に応じた中途解約利率（約定期間3年以上4年未満を適用）および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭の表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。
------------	--

(別表)

定期預金中途解約利率一覧表

約定期間 預入日から 解約日までの期間	1か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの
6か月未満	解約日における普通預金利率				
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
2年6か月以上3年未満		約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
3年以上4年未満			約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%
4年以上5年未満				約定利率×80%	約定利率×80%

※ 期日指定定期預金については、約定期間3年以上4年未満の利息計算をします。

(ご注意)

中途解約利息が、すでにお支払いしている中間利息合計額に満たない場合は、その差額金を解約時に差し引いた元金をお支払いします。